

健康保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に健康保険料を納付することが困難となった事業主の方は、申請することにより健康保険料等の猶予（特例）を受けることができます。

申請にあたっては、当健康保険組合 総務課（3833-6161）へご相談ください。

対象となる事業所

- ①・②のいずれも満たす事業所が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。
- ② 健康保険料等を一時に納付することが困難であること。

対象となる健康保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する健康保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている健康保険料等についても、遡ってこの特例を利用できます。
※令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している健康保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

申請方法

- 「納付の猶予（特例申請書）」を当健康保険組合に提出してください。（郵送可）
※申請には収入が確認できる書類等の提出が必要ですが、国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の申請を行っている場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。
※申請書は、当健康保険組合ホームページからダウンロードできます。
※預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合等がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が電話等によりお伺いしますので、まずは申請書のみを提出いただいで差し支えありません。
- 指定期限までの申請が必要です。
※「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日前後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご確認ください。

健康保険料の納付猶予申請書（特例）

健康保険組合受付印

東京都家具 健康保険組合 殿

健康保険法第183条及び国税通則法第46条第1項（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項読替え）により、以下のとおり納付の猶予を申請します。

1 申請者名等

申請者	事業所整理記号		申請年月日	令和	年	月	日
	事業所所在地 電話番号	電話番号 ()				事業主印	印
	事業所名称 事業主名						

2 対象となる保険料

納付すべき保険料	年度	月分	納期限	健康保険料（円）	備考
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
合計			①		
猶予期間		納付すべき保険料の納期限の翌日から1年間			

3 申請の理由

新型コロナウイルス感染症等の影響
<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少
<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少
<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少
<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少

4 猶予額の計算

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目 (単位：円)	令和 年 (当年)			前年同月		
	月	月	月	月	月	月
収入	売上					
	小計	②	③	④	⑤	⑥
支出	仕入					
	販売費/ 一般管理費					
	借入金返済					
	生活費					
小計	⑧	⑨	⑩			

収入減少率
$1 - (② \div ⑤)$ $1 - (③ \div ⑥)$ $1 - (④ \div ⑦)$ のうち、 最大のものを記載
%

減少率20%以上が
猶予対象となります。

支出平均額
$(⑧ + ⑨ + ⑩) \div$ 記入月数
⑪ 円

注1：減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

注2：申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑪ × 6 (6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額 (⑫)	円

(3) 現金・預貯金残高

現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計額 (⑬)	円
----	---	-----	---	--------------------	---

(4) 納付可能金額

現金・預貯金の合計額 (⑬) - 当面の支出見込額 (⑫)	=	納付可能金額 (⑭)	円
-------------------------------	---	---------------	---

(5) 猶予額

納付すべき保険料 (①)	円	-	納付可能金額 (⑭)	円	=	猶予額	円
--------------	---	---	------------	---	---	-----	---

5 今後の保険料に対する同意

次のことに同意する場合はチェックしてください。(この同意は、今回の申請が許可された場合に限りです。)

- 令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料について、毎月告知した後、納期限までに納付がなかった場合は、その月の保険料等に係る納付の猶予(特例)の申請があったとみなすことに同意します。
- 令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等の口座振替を停止することに同意します。(口座振替の場合)

6 その他の猶予申請

他の猶予申請を併せてする場合はチェックしてください。

- この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。
(許可されなかった場合でも、この申請(チェック)により、別の猶予申請がされたものとして審査を行います。)
- ※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。

「収入の減少」とは…

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、新型コロナウイルスの影響により、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

「納付可能期間」とは…

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

【申請にあたって】

- ▷ 申請には、収入が確認できる書類(売上帳や現金出納帳、通帳の写しなど)の提出が必要となりますが、年金事務所や税務署に同内容の猶予申請を行っている場合は、その申請書や添付した資料の写し又は許可通知書の写しをこの申請書に添付してください。収支状況の記載や書類の提出が省略でき、また、審査もスムーズに進みます。
- ▷ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあります。ご協力をお願いします。
- ▷ 猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。